

官報 号外 平成五年三月三十一日
國第百二十六回 衆議院會議錄 第十三号

平成五年三月三十日

○第一百一十六回
國會

平成五年三月三十日

甲辰年三月三十日

(默内藏書)

○新井(新井義基著) 三才圖會卷之三

○本法の全篇にわたる解説
商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の
趣旨説明及び質疑

一部を改正する法律案（内閣提出）及び商法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及
う関係法律の整備等に関する法律案（内閣
提出）の趣旨説明

式の総数の十分の一から百分の三に緩和する改正をすることとしております。

第三に、株式会社の監査役の地位の強化を図るため、監査役の任期を二年から三年に伸長する改正をすることとしております。

第四に、企業の資金調達の方法の合理化を図るために、それに伴い、社債権者の保護を強化するため、社債発行限度に関する規制を廃止し、これにかえて、社債を募集するには、会社は、社債

この法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、社債発行限度暫定措置法等を廃止するとともに、非訟事件手続法ほか六十入の関係法律について規定を整備し、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の趣旨であります。

以上でござります。（拍手）

する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣後藤田正晴君。

管理会社を定め、社債権者のために社債の管理活動を行ふことを委託することを原則的に義務づけるとともに、社債管理会社の社債権者に対する義務及びその権限を明確にし、また、社債権者集会における社債権者の議決権の行使を容易にする改正をすることとしております。

商法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

この法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢等にかんがみ、株主による会社の業務執行に対する監督をより強固にするとともに、株式会社の監査役制度の実効性を高めるために必要とします。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律につきましては、大会社における監査役の員数を二以上から三人以上に増員する改正をすることとしております。

○鈴木喜久子君（櫻内義雄）　ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。鈴木喜久子君。

調達の需要の増大の状況にかんがみ、企業の資金による資本を
調達の方法の合理化を図るとともに、それに伴
い、社債権者の保護を強化するため、商法、株式会社法
会社の監査等に関する商法の特例に関する法律及び
担保附社債信託法の一部を改正しようとするも
のであります。その改正の要点は次のとおりで
あります。

第二に、監査役のうち一人以上は、その就任後五年間、会社またはその子会社の取締役または候補者でなかつた者でなければならぬとする改正をすることとしております。

合を代表して、内閣提出、商法等改正案について、政府に対し質問いたします。

今日、私たちの生活は、企業を抜きにしては考えられなくなつております。それだけに、企業の社会的責任は重大であります。また、昨今は、企業の社会的貢献活動とか文化援助などという言葉が多く、企業の経営理念の中に取り入れられ、事業活動を方向づけるようになつております。

まず、商法につきましては、第一に、株主の地位に対するおもてなしをお約束します。

をする」としておあります。

訴訟の遂行に伴う株主の負担を軽減するため、この訴訟的目的の価額を九十五万円とみなすこととするとともに、代表訴訟に勝訴した株主は、

最後に、担保附社債信託法につきましては、担保付社債の募集の公告の制度を廃止して、社債申請により募集及び申し込みをさせる等の改正を

の訴訟を要した費用で訴訟費用でないものの相当額の支払いを会社に対して請求することができる改正をすることとしております。

するほか、商法の社債に関する制度の改正に伴い所要の改正をすることとしております。

平成五年三月三十日 衆議院会議録第十三号

商法等の一部を改正する法律

藤田法務大臣の趣旨説明

商法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明

対する鈴木喜久子君の質問

—

性を持つのとは全く反対に、企業の政治献金は、政治の腐敗の温床であり、かつ、本来は株主や企業の従業員等にもたらされなければならない利益を、株主全員の同意によらずに、一定の政治家に献金するものであり、これによって国 政治的意 思形成に作用するものであります。したがって、憲法上も刑法上からも許されないという根本的な反省の上に立つて、これを全面的に禁止すべきものであります。

八%に上っています。この膨大な使途不明金が、金丸氏のみに渡つたのではないことはだれの目からも明らかです。

企業の政治献金は、今まで自民党的な長期政権を支えてきた最大の支柱であります。このような政治を動かす企業献金が政治腐敗の温床となつてゐることは、戦後だけでも、昭和電工事件、造船疑獄、ロッキード事件、リクルート事件、佐川急便事件など、後を絶たないを見ても明らかであります。

は、次々と明るみに出される金権腐敗政治の事実に、今や国民の政治不信はそのきわみに達しています。特に、三月六日、空前の大脱税容疑で金丸氏が逮捕されて以降、連日報道される企業献金の実態は、まさに目を覆うような、利権と結びついた政治の金まみれの汚染状況を明らかにしていきます。総理は、このように政治が金に汚染されている現状をどのように考えておられるでしょうか。

金丸事件は、金丸氏のみの特殊事情では絶対にあり得ません。なぜならば、今回の脱税事件で今した原資は、建設業界を中心とした企業の政治資金として、しかも大部分が、使途不明金、仮払金など、裏献金処理をしたものであることが明らかになつてゐるからです。

人としてこれが金主個人の問題、あるいは個人の問題と見ておられる者はありません。総理はいかがお考えでしょうか。(拍手)

そして私は、総理に、今述べた献金リストは、総理御自身の分について、これは事実か否かを聞いてみたいと思います。お答えは、恐らく否定があるとは調査中というようなことになつてしまふかもしれませんけれども、その場合には、もし後日答えと異なる事実が判明した場合どうなさるおえか、また、あるいは調査結果は必ず公表されかをもあわせてお答えいただきたいと思ひます。

次に、右リストに登載された法務、建設、現各大臣に同様の質問をしたいと思います。

さらに、ゼネコンからの政治献金は、公共事業の受注が主たる目的であるところから、お金との色がついでいるとしても、その大部分が明らかに

民の血税であるという点で、国民にとってはほ
の怒りを覚えているのですけれども、これにつ
て総理はいかがお考えでしようか。(拍手)

さて、今回の商法改正においては、株式会社の監査機能の強化が打ち出されています。ただし

第三回 三重に

述べましたように、企業のやみ政治献金、その捻出方法としての使途不明金扱いなどについてのチエックは、企業内においては監査役の重要な任務のはずあります。これまでにも問題視され、何回もその強化が図られながら、今までどの企業においても全くこうした役割が果たせなかつたのはなぜなのか、政府の見解をお聞きしたいと思います。

監査役は株主総会で選任されますが、実質上、人事権は監査を受ける側である社長や会長が握っているため、たとえ不祥事を予知できても、辞職を出す覚悟がなければとても事前に防止できないというのが実情です。このような事態が変わらない限り、社外監査役を導入しても役に立たないのではないでしょうか。真に監査役の独立性を確保し、監査の実効性を図るために、監査役の人事権を監査役会に与えるなどの抜本的な改革が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

今回の改正が、果たして今後の監査機能の強化に実効性があるとお考えなのか否かもあわせて伺いたいと思います。政府が真に使途不明金処理の強化とその実効性の担保を図るために抜本的な改正をする必要があると思います。

これもまた実効性に疑義があるのは大変残念なこととあります。

すなわち、株主の会計帳簿等の閲覧謄写権が、従来の発行済み株式総数の十分の一から百分の三の株式を有する株主に改められ、緩和されるということですが、果たしてどの程度企業のディスクロージャーが実現することになるのか、甚だ疑問です。現在上場されている会社の発行済み株式総数は、東京の場合、最低でも四百万株であり、その百分の三といえば十二万株ですから、千株単位の一般の株主には全く無縫のものです。大会社では普通億単位の発行済み株式数ですから、ますます縁が遠くなってしまいます。

単独株主が代表訴訟を起こす道が、訴額や費用負担の上で容易になったのが今回の改正点ですが、株主が会計帳簿等を自由に閲覧謄写できなければ、実質的に訴訟をするにしても資料が入手できません、株主の権能も全く結にかいしたものにすぎません。

さらに、会計帳簿の閲覧謄写権は、企業の経済的な不祥事、すなわち取締役の特別責任や裏政治献金などの防止にも実質的に有効な武器となります。にもかかわらず、持ち株要件が百分の三ではどうしようもありません。

考えられたに、今回の改正によっても、さもなくしてしまったが、企業献金については会計監査も問題があります。九二年からさかのぼって六年間、大手ゼネコンの三社の監査報告を見ましたが、何の問題点も指摘されていませんでした。裏献金が明らかにならぬいような会計監査システムは抜本的に改めるべき

次に、代表訴訟の目的的価額を一律に九十五万円とみなすという改正は、裁判所によつて多額の訴額となる可能性もあるという現在の民訴法上の課題を解決し、訴える者の負担する印紙代を八千円に減らすものであります。

業に国二重いはだと思ひますが、いかがでしょか。
次に、取締役の責任を追及する代表訴訟の改
について伺います。

株主の業務執行に対する監督は正権の強化は、
日米糖造問題協議事項の一つとして、日本が対
を迫られた問題であります。動機はどうであれ

止
一百日に一律とするとして、
訴を容易にするという意味では、その趣旨に賛成するのである。
を表します。しかし、なぜ商法上の株主代表訴訟の
のみが恩恵をこうむるのでしょうか。
私は、かつて湾岸戦争の際、九十億ドルの援助
について国民が国を相手に提起した集団行政訴訟で、
この訴訟は、このままのままでは、

官 報 (号 外)

す。こうした訴訟において、訴額は一律ではなく、裁判所によりさまざままで、高額に及ぶ場合もあり、かつ、当事者の頭数が乗せられるから、億単位の訴額となり、印紙代もそれによって大変な高額となってしまいます。私は、かつてこれを法務委員会において質問したことがありますが、法律の定め上やむを得ないとのけんもほろの回答でございました。

原告の手元に一円の金員が入る性質のものでもあります。主権者たる国民の国政に対する一つのチェックであり、また国民の意思表示としてこれを保護すべきこと、企業における株主と何ら変わることのないものであります。

日米構造協議という、いわば外圧によって、株主の代表訴訟については定額化され、安定化され、集団行政訴訟についてはこれが行わらないといふのは不公平きわまりないものと考えられます。政府としては、今後この点についての見直し、整備など計画されているのか否か伺い、ぜひとも実現に向けて御努力を願いたいと思います。

次に、社債に関する改正について伺います。

改正案では、社債発行限度規制を撤廃することとしています。純資産額による規制については合理性に乏しいとの批判もありましたが、現に財務内容の悪化している会社による社債の発行を禁止するということを通じて、それなりの社債権者保護の機能を果たしてきたのではないかと思われま

規制を撤廃することとした一つの要素として、証券取引法上の改正によるディスクロージャー制度の整備及び格付制度の定着に伴い、投資家の自己責任原則を容認する環境が整備されてきているなどの事情を考慮したとされているようになりますが、証券取引法上のディスクロージャー制度が改正により果たして整備されたのか否か、その信頼性については、前に述べたように会計監査との関連により、まだ十分とは言えないのが実情です。

投資家保護の立場から、企業の格付をする民間の機関を大蔵省告示によって現規九社を指定しているということですが、こうした格付機関に対する信頼の定着性もまだ十分とは言えないと思いますが、いかがでしょうか。

また、社債を発行する際には社債管理会社の設置が義務づけられていますが、この管理会社には銀行、信託銀行等が当たるとされています。昨年の証券・金融スキャンダル以来、銀行、証券会社など金融機関に対する一般国民の信頼は極度に低下しています。銀行がバブルの元凶の一つであることは、不況にあるべく国民の周知の事実です。本改正によって、銀行は社債管理会社として莫大な手数料が入るであろうことは明らかであり、この不況下で、なぜ銀行ばかりを保護するのかという国民の声を政府は謙虚に聞くべきだと思いますが、いかがでしょうか。(拍手)

また、管理会社は、多くは、当該企業に多額の融資をしているメーンバンクが当たることになると思われますが、こうした大債権者が社債権者の利益のために公平誠実義務や善旨注意義務を担保できるのか否か、大いに疑問です。公平な第三者機関を何らかの形で設置すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、企業の非行が目立つ中で、企業の社会的責任、倫理的責任を確立していくために政府はどういう方策を考えておられるのでしょうか、これを伺って、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 金丸前議員が所得税法違反の疑いをもって起訴をせられましたことは、国民の政治に対する不信を極めて深めたものとして、まことに申しわけないことだというふうに思っております。

事は政治家一人一人の倫理の問題ではあります
が、しかし同時に、倫理を担保するための制度改
革の必要をも意味しておると思います。昨年、既
に緊急改革につきまして国会の御承認を得て実施

をいたしましたが、さらに抜本改革が焦眉の急務になつておることは申すまでもないことであります。自由民主党では既に、改革案につきまして、企業献金の問題を含めましては成案を得ております。やがて国会に御提案をいたしまして御審議を得たいと思いますが、各党におかれましても種々の改革案を御検討でござりますので、どうぞこの国会におきまして議論を尽くし、政治改革の実を、本会期において成立をいたしますように、そうして国民の政治への信頼を回復いたしましたい。どうぞよろしくお願ひを申し上げたいと存じます。(拍手)

なお、いわゆるゼネコンの問題につきまして報道がございました。御指摘もございました。これは事実関係を確認いたし得ませんので、報道によればと申し上げますが、本来、公共工事は国民の税金を使う工事でございます。その発注、契約、入札等々につきまして、「仮えられるようなことがござりますと、これはゆゆしい問題であります。これは、行政の側におきましても、やはりそのような過ちが起こりませんよう万全の措置をとらなければならぬ。もし事実でござりますと、それは明らかでござりますから、既に建設大臣をおかれて、所管大臣におかれてそのような措置をとられつつござりますが、行政の側からも、そのようなことの起こりませんように十分に注意をいたさなければならぬと思います。

なお、一建設会社からの益暮れのつけ届けについての報道について、私についてのお尋ねがございましたが、そのような事実は全くございません。(拍手)

しておりませんので、これについて所見を述べることは差し控えたいと思います。

また、毎日新聞の報道の真偽につきましても論評する立場にはございません。なお、報道された献金のリストの押収の有無及びその内容等については、検査の秘密に属することございませぬので、答弁はいたしかねます。

また、後日、眞実であることが明らかとなつた場合にどうするのか、こういうことでございますが、リスト自体について、その内容を承知しておりませんので、これについてコメントすることは差し控えたいと思います。いずれにいたしましても、政治献金の処理については、政治資金規正法によって処理をしておるものと心得ております。

ゼネコンからの政治献金については、公共事業を受注した企業から政治献金を受けることが直ちに問題であるとは思いませんけれども、政治資金の透明性、公正性を高めることは、政治の抜本改革の中での重要課題の一つとして十分議論されべき問題であると考えます。

次に、監査役が企業のやみ政治献金などの使途不明金をチエックできなかつたのはなぜだ、こういう御質疑でございますが、監査役は、会社の業務及び会計を監査するために必要にして十分な権限を有するものでありますから、使途不明金について、粉飾経理などの不正な経理が行われないよう監査する責務がありますが、特定の会社において監査役の監査が十分になされず、不正な経理が見逃されたとすれば、まさに遺憾なことであると考えます。

次に、今回の改正で監査の実効性が上がると考えておるのか、こういう御質問でございますが、監査役は、株式会社の最高機関である株主総会において選任される会社の機関であって、既に強力な監査権限を有しておりますのでございます。今回の改正によって監査役の任期がさらに伸長され、大企業につき監査役が増員をされる、いわゆる社外監査役及び監査役会の制度が導入されることにな

平成五年三月三十日 衆議院会議録第十三号 朗読を省略した議長の報生

官 報 (号 外)

平成五年三月三十日 衆議院会議録第十三号

明治二十九年三月三十日
種郵便物認可

(第十二号の発送は都合により後日となるため、第十三号を先に発送しました。)

発行所
平一〇五
虎ノ門二丁目
東京都港区
大蔵省印刷局番四号

電話
03
(3587)
4302

定額
配達
送別
料金
一部
三円一〇三円
を含む